

○岩国市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき、本業務受託法人が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務実施地域及び委託期間

圏域	担当地域	委託期間
岩国2圏域	岩国・藤河・御庄・北河内・南河内・師木野	契約締結日から令和10年3月31日まで
	平田	契約締結日から令和10年3月31日まで
岩国4圏域	周東	契約締結日から令和10年3月31日まで
	玖珂	契約締結日から令和10年3月31日まで

※ 令和9年4月1日からの円滑な業務開始に向けて、令和8年10月下旬に業務の引継ぎに関する委託契約を締結する。

※ 令和9年度の運営業務については単年度契約とし、令和10年度以降、本市及び受託法人が継続して契約する意思がある場合は、センターの公正かつ中立な運営を確保するため本市が設置した岩国市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮り、原則として令和11年度まで、毎年度更新するものとする。ただし、運営協議会が、委託業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、並びに介護保険法（平成9年法律第123号）及び関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託契約期間の満了日前に契約を解除できるものとする。

3 施設名称

センターの名称は、岩国市が決定する。

4 施設の設置場所

受託法人は、次に掲げるいずれの要件も満たす場所にセンターを設置すること。

- (1) 業務実施区域内で、地域住民が利用しやすい場所であること。ただし、隣接する複数区域について同一法人が業務を行う場合、事務所は最低1か所配置とすることを可能とする。
- (2) センターの事務所は、受託法人の施設から分離し、独立して設置することを基本とするが、併設のサービス提供部門がある場合には、別室とすることなどにより、当該部門との分離を考慮した配置とする。

5 センターの設備

- (1) 業務を行う上で必要な広さを有する事務室を設置すること。
- (2) 相談及び会議室機能を有する専用スペースを設置すること。相談室は、相談者のプライバシーの保護・個人情報の管理体制等に十分配慮しなければならない。（併設事業所との兼用も可とする。）

- (3) 事務室内には、業務を行う上で必要な机、椅子、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンター、電話及びファックスを設置すること。
- (4) インターネットへの接続が可能な環境を整備することとし、センター専用の電子メールアドレス及びアカウントを取得すること。オンライン会議に対応すること。業務で利用するパソコンについては、ウイルス対策を講じ、セキュリティ対策についても万全を期すこと。
- (5) 施設の周辺及び施設内（入口を含む。）は、高齢者に配慮した設備を有し、事務室及び相談室を2階以上に設置する場合はエレベーターが設置されていること。
- (6) 必要な駐車場スペースを適宜確保すること。
- (7) 市と協議の上、センターの看板を分かりやすい場所に設置し、地域住民への周知に努めること。
- (8) 市は、設備類等に係る受託法人の契約に一切関与しない。

6 業務日、業務時間及び緊急時連絡体制

- (1) 業務日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く。業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - ※ 業務時間内は、1人以上の従事者が事務所内に残り、相談業務等に対応できるように努めること。
 - ※ 業務時間外であっても、地域の住民、関係団体等の会議その他業務の対応等への出席を求める場合がある。
- (2) 業務日及び業務時間外においても、センターは、緊急時の対応等を想定し、電話等により連絡が可能な体制を確保するものとする。この場合において、緊急時の連絡体制については、受託法人の施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

7 職員体制

センターの職員体制は、岩国市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）及び岩国市地域包括支援センターにおける職員の員数に関する要綱（令和4年要綱第60号）の規定に基づくものとする。

- (1) 第1号被保険者数が、おおむね3,000人以上の区域についての職員体制は、次のアからウに掲げる資格を有する者を各1人、計3人を配置するものとし、いずれも原則として常勤で専従の職員とする。

おおむね7,000人以上の区域についての職員体制は、6,000人からおおむね1,000人増加する毎に3職種の中から1人を追加配置するものとし、常勤換算することも可能とする。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）については、3職種の中から1人を追加配置するものとし、常勤換算することも可能とする。

常勤職員のうち1人は、センターの管理者を兼務することができるものとする。

ア 保健師又はこれに準ずるもの

(ア) 保健師

(イ) 地域ケア、地域保健等に関する経験を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師は除く。）

イ 社会福祉士又はこれに準ずる者

(ア) 社会福祉士

(イ) 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者

(ア) 主任介護支援専門員

(イ) 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(2) 職員の選考に当たっては、適切かつ効果的な業務の履行のため、経験や能力を考慮しなければならない。

(3) 中途退職等により欠員が生じた場合、あるいは育児休暇又は90日以上病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充するとともに報告を行う。ただし、産前産後休暇及び90日未満の病気休暇等において、あらかじめ市に報告し、事前に承認を得た場合はこの限りでない。

8 実施する業務

センターの業務は、次のとおりとする。事業の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号）」「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）」「地域包括支援センター運営マニュアル（4訂）（一般社団法人長寿社会開発センター）」を遵守して実施するものとする。なお、同一の日常生活圏内にあるセンターと地域の課題や目標を共有しながらセンターが相互に連携して効果的な取組を推進する。

(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

ア 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

基本チェックリストに該当する者（以下「基本チェックリスト該当者」という。）及び居宅要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく第一号サービス事業等、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号）に基づき事業を実施する。

イ 総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を継続できるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

- (ア) 初期段階での相談対応
- (イ) 継続的・専門的な相談支援
- (ウ) 家族を介護する者に対する相談支援
- (エ) 地域におけるネットワークの構築

ウ 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

地域の住民や民生委員、児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- (ア) 成年後見制度の活用促進
 - a 成年後見制度の普及啓発、相談対応
 - b 成年後見制度に関する関係機関等との連携
 - c 成年後見制度の申立てに関する支援
 - d その他成年後見制度の活用、促進に関すること
- (イ) 老人福祉施設等への措置の支援
 - a 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
 - b その他措置に伴う支援
- (ウ) 高齢者虐待への対応
 - a 高齢者虐待防止に関する普及啓発
 - b 高齢者虐待の相談及び通報受理
 - c 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき市との連携、協力
 - d その他高齢者虐待防止に関する必要な支援
- (エ) 消費者被害防止に関する対応
 - a 消費者被害防止に関する普及啓発
 - b その他消費者被害防止のために必要な支援
- (オ) 困難事例への対応
 - a 専門職が相互に連携し、センター全体での必要な支援
 - b 市や関係機関との連携、協力

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第115条の45第2項第3号)

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等

により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(7) 包括的・継続的なケア体制の構築

a 医療機関を含めた関係機関や地域の介護支援専門員とこれらの関係機関との連携及び支援

b 市が実施する本事業への協力

(イ) 介護支援専門員に対する個別支援

a 日常的個別指導・相談

b 支援困難事例等への指導・助言

(ウ) その他包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する上で必要な支援

(2) 包括的支援事業（社会保障充実分）

ア 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

(7) 市が実施する本事業への協力

a 在宅医療・介護連携に関わる相談員との連携

b その他在宅医療・介護連携の推進に関すること

イ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、市が中心となって、ボランティア、地縁組織、社会福祉法人、NPO法人、介護サービス事業所、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。

(7) 市が実施する本事業への協力

a 生活支援コーディネーターとの連携

b 協議体への参加

c その他生活支援等サービスの体制整備に関すること

ウ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

(7) 認知症初期集中支援推進事業への協力

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）による早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

a 支援チーム員との連携、協力

b 本事業に関する普及啓発

c その他認知症初期集中支援の推進に関すること

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

- a 普及啓発の推進
- b 相談体制の充実
- c 見守り支援体制の充実

(3) 地域ケア会議の実施(法第115条の48第1項)

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するため、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなどの地域の多様な関係者が適宜協働し、高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくための取組を行う。

- ア 個別ケースの課題解決、地域包括支援ネットワークの構築及び地域課題の抽出等のための個別地域ケア会議の実施
- イ 地区社会福祉協議会又は自治会連合会等の単位で、地域の課題に対し、地域の実情に応じて、地域づくり、資源開発などを行う地域ケア会議の実施
- ウ 地域包括ケアシステムの推進に関する専門部会及び地域部会等への協力

(4) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて地域づくりを推進するとともに、自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
 - (ア) 介護予防に関する講話や実技などによる普及啓発
 - (イ) ちらし配布等
 - (ウ) その他介護予防の普及啓発に関すること
- ウ 地域介護予防活動支援事業
 - (ア) 介護予防教室の開催と住民主体の活動の育成支援
 - (イ) 介護予防のための高齢者の活動の場の充実支援
- エ 地域リハビリテーション活動支援事業
 - (ア) 市が行う本事業に協力する。

(5) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行うこと。受託法人は、指定介護予防支援業務を実施するため、介護保険法第115条の46の規定に基づき設置したセンターに係る市の指定を受けること。

ア 予防給付に関するケアマネジメント業務

- (ア) 利用申込の受付
- (イ) 契約締結
- (ウ) アセスメント
- (エ) 介護予防サービス計画原案の作成
- (オ) サービス担当者会議の開催
- (カ) 介護予防サービス計画書の交付
- (キ) モニタリング
- (ク) 評価及び計画書の見直し
- (ケ) 給付管理
- (コ) 介護報酬の請求

イ 指定介護予防支援事業者の人員配置

センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員は、包括的支援業務に支障がない範囲で、配置要件を満たすものであれば、兼務して差し支えないが、第1号被保険者数が6,000人以上の場合は、指定介護予防支援業務担当職員1人を追加配置する。なお、この担当職員は、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するなど、指定介護予防支援に関する知識を有する者とする。

ウ 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託法人の収入とし、その収入で、指定介護予防支援事業所の運営を行うこと。

エ 指定介護予防支援業務の委託

受託法人は、指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できる。

委託に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 委託に関し運営協議会に報告すること。
- (イ) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条に規定するアセスメント業務、介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- (ウ) 委託先の指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- (エ) 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、センターであり、委託をした場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当であるか等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- (オ) 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防サービス計画費の相当分を、委託先事業者へ支払うこと。

(6) その他

ア 福祉用具・住宅改修支援事業

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護、要支援の被保険者への住宅改修理由書を作成する。

イ 運営協議会への事業計画等の報告、説明等の業務

ウ 担当する地域に所在する地域密着型施設が開催する運営推進会議への出席及び報告

エ 山口県、市等が開催する研修会議等への参加

オ 適正な記録管理に関する業務

カ その他センターを適正に運営するために必要な業務

9 事業計画及び実績報告等

- (1) 業務開始時に、市の定める様式により「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 業務終了後、原則として30日以内に、市の定める様式により「事業報告書」及び「収支決算書」を提出すること。
- (3) 毎月の業務終了後10日以内に、市の定める様式により「事業報告書（月次）」を提出すること。
- (4) その他市が必要に応じ求める報告書を提出すること。

10 委託料の請求・支払

受託法人は岩国市地域包括支援センター業務委託契約書に従い、委託料の請求書を市に提出すること。なお、市は請求書の受理後30日以内に委託料を支払うこととする。

11 公正・中立性

- (1) 受託法人は、業務を実施するに当たり、正当な理由なく特定の事業者、団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。
- (2) センターが、高齢者等にサービス提供事業者等を紹介する場合は、公正・中立な立場から偏りがないように紹介し、地域福祉の中核機関としての役割を果たすこと。
- (3) センターの職員は、市の事業を受託しているという自覚の下、名札、名刺、チラシ、パンフレット、自動車、バイク等について、市民が見て誤解を受けないように、受託法人名及び受託法人の事業所の名称等の情報を記載しないこと。

12 法令等の遵守

センターを運営するに当たり、法その他関係法令を遵守すること。

13 秘密の保持

受託法人は、個人情報の取扱いについて、関係法令、市条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

また、各事業の実施に当たり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することについて書面により同意を得ておくこと。

14 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合は、その内容及び今後の対応策について職員で協議し、市に報告すること。

15 災害時の対応

担当地区内の要支援者・事業対象者等の要援護者に対し、災害時に対応できるよう、要援護者とともに、平常時において避難所の確認、緊急連絡先の確認等を行う。

災害時には、要援護者の支援活動等、市からの協力要請にできる限り応じるものとする。

16 感染症への対応

日頃から国等の通知に留意して感染症対策に努めるとともに、利用者への影響を極力抑えるよう事前に対策を立てておく。感染者等が確認された場合は、市及び関係機関に速やかに報告し、感染拡大防止に向けて適切に対応する。

17 虐待防止の対応

センターは、虐待の発生を防止するために必要な措置を講じるものとする。

18 業務の継続が困難となった場合の措置等

受託法人の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、運営協議会に意見を求め、受託法人との契約を解除する等の措置を講じるものとする。この場合、市に生じた損害は、受託法人が賠償するものとする。その他の事由により業務の実施が困難となった場合は、市と受託法人により協議するものとする。

19 開設準備

(1) 令和9年4月1日の開設日から業務が円滑に行われるよう、次の準備等を行うこと。

ア 事業計画の策定、業務の引継ぎ、職員研修等の配置準備等

イ 介護サービス事業者や医療機関などの関係者へのあいさつ等によるネットワークの引継ぎ等

ウ 建物設備等の準備、パソコン設置等の執務環境の準備、管理・運営上の準備

エ 業務に必要な研修への参加、業務の開始に当たって必要な事項

(2) 設置の届出（法第115条の46第3項）、指定介護予防支援事業者の指定申請（法第115条の22第1項）等、各種手続きを行うこと。

(3) 市は、業務を実施するに当たり必要な担当地域の基本情報を受託法人に提供する。その後も、随時必要な情報を提供する。

(4) 開設準備に要した看板、机、椅子等備品及び消耗品などの準備費用については、1

区域当たり70万円を上限に、開設準備金として令和8年度に請求できるものとするが、それ以外の費用については受託法人の負担とする。

20 その他

- (1) 委託料及び介護報酬（介護給付費・介護予防ケアマネジメント費）は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること。
- (2) 業務の委託料は、消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成18年厚生労働省告示第311号）及び消費税法基本通達6-7-10に基づき非課税とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。